

北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等 対策支援金申請要領

受付期間を延長しました

《申請受付期間》

令和4年12月12日（月）～令和5年3月20日（月）

《申請方法》

申請書類は、感染症対策のため、郵送にて申請してください。

（令和5年3月20日の消印有効）

※レターパック、簡易書留等の郵便物が追跡可能な郵送方法を推奨します。

郵送できない場合は、市役所窓口を持参して申請してください。混雑することが想定されますので、時間に余裕をもってお越しください。

《申請書送付先》

郵送 〒364-8633

埼玉県北本市本町 1-111

中小企業者・農業者支援金事務局 あて

持参 北本市役所2階 産業観光課 支援金申請窓口

（午前9時～午後5時／土日祝日を除く）

《申請書配布方法》

申請書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/14393.html>

出力・印刷ができない場合は、市役所、北本市商工会、各地区公民館、北本駅自由通路西口側情報ラックに設置してある申請書類をご利用ください。



《問い合わせ先》

北本市中小企業者・農業者支援金事務局

048-594-5530

〔北本市役所産業観光課商工労政・観光担当〕
午前9時～午後5時／土日祝日を除く

支援金を装った詐欺にご注意を！！

支援金の申請で、北本市から次のことを依頼、連絡したり、手続きを求めることはありません。

- ・ATM（現金自動預払機）の操作やキャッシュカードの受取、借用
- ・給付手続きに手数料が必要などとした、現金の振込や支払い 等

1 支援金の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中、原油価格及び物価高騰等の影響を受ける北本市内の中小企業者等の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を予算の範囲内で給付するもの。

(2) 給付額

法人、個人 1事業者当たり 5万円

申請要件を満たす中小企業者等（個人事業者を含む）に対し、1事業者につき1回限りの給付

2 申請要件

次の要件のいずれにも該当する中小企業者等が対象です。

- (1) 中小企業基本法における法人又は個人
- (2) 令和4年8月1日以前から事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること
- (3) 北本市農業者物価高騰等支援金の給付を受けていない、または受ける見込みがないこと
- (4) 市税に滞納のないこと（徴収猶予を受けている者は申請可）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為等に関する法律に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有する者でないこと
- (7) 法人税法別表に掲げる公共法人、公益法人等、協働組合等でないこと
- (8) 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- (9) その他、支援金の趣旨に照らして不適當でない者

《法人の場合》

- ① 令和4年8月1日以前から北本市内に事業所を有し、北本市の法人市民税納税義務者であること

《個人の場合》

- ① 令和4年8月1日以前から北本市に住所を有し、申請時点においても引き続き、北本市民民であること
- ② 確定申告等をしており、主たる収入が事業収入であること
 - ・所得税法における確定申告書第一表の「収入金額等」欄の「事業」の「営業等」または「農業」の収入があり、かつ主たる収入である（最も多い）こと

- ・地方税法施行規則における市県民税申告書の「収入金額等」欄の「事業」の「営業等」または「農業」の収入があり、かつ主たる収入である（最も多い）こと

3 申請手続き（1 ページをご確認ください）

(1) 申請受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年3月20日（月）まで
（郵送申請の場合は、3月20日消印有効）

(2) 問い合わせ先

北本市中小企業者・農業者支援金事務局（産業観光課商工労政観光担当）
048-594-5530（午前9時～午後5時／土日祝日を除く）

(3) 審査

受け付けた書類については、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。書類の不足や記載に誤りがあった場合は、事務局から電話またはメールにて確認をさせていただくことがあります。

(4) 給付の決定、通知

申請書を受理し審査した後、支援金の給付を決定したときは、給付決定通知を送付し、指定口座に振り込みます。

審査の結果、要件に該当しない等の理由で給付しない旨を決定したときは、不給付の通知を送付いたします。

4 申請書類について

《法人》

①北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付申請書兼請求書（誓約書）

②振込先口座が確認できる書類（申請する法人名義の口座に限る）の写し

※通帳等の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の記載がある部分（通帳を開いた1・2ページ目等）

③履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

※写し可

※登記情報提供サービスのページを印刷または撮影したものも可

④直近の法人税確定申告書の別表一および法人事業概況説明の写し

※收受印、税理士印（署名）のいずれかがあるもの、または電子申請の場合は受信通知（メール詳細）の写しを添付してください。

※上記がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2所得金額用）」ま

たは当該年度の法人税の納付書（領収済通知書）のコピー等を添付してください。

⑤直近の法人市民税確定申告書の写し

《個人》

①北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付申請書兼請求書（誓約書）

②振込先口座が確認できる書類（申請する本人名義の口座に限る）の写し

※通帳等の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の記載がある部分（通帳を開いた1・2ページ目等）

③本人確認書類の写し

※運転免許証（両面）、運転経歴証明書、マイナンバーカード（表面）、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等

※上記書類で北本市内の居住が確認できない場合は、併せて「住民票の写し」の提出

④収入の区分のわかるものの写し（個人番号は塗りつぶしてください）

○青色申告の場合

令和3年分の確定申告書Bの第一表および青色申告決算書の写し

- ・「収入金額等」欄の「事業」（営業等または農業）の収入があること
- ・農業の場合は、販売金額の収入があること

※收受印、受信通知、税理士印（署名）のいずれかがあるもの。

※上記がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2所得金額用）」または当該年度の申告所得税の納付書（領収済通知書）のコピー等を添付してください。

○白色申告の場合

令和3年分の確定申告書Bの第一表および収支内訳書の写し

- ・「収入金額等」欄の「事業」（営業等または農業）の収入があること
- ・農業の場合は、販売金額の収入があること

※收受印、受信通知、税理士印（署名）のいずれかがあるもの。

※上記がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2所得金額用）」または当該年度の申告所得税の納付書（領収済通知書）のコピー等を添付してください。

○住民税申告の場合

令和4年度（令和3年分）市民税・県民税申告書の写し

- ・「収入金額等」欄の「事業」（営業等または農業）の収入があること
- ・農業の場合は、売上金額の収入があること